

資料5 県検証報告書における国に対する提言と要望の概要

(「こうのとりのゆりかご検証会議・最終報告」 第7章 抜粋要約)

1. 国に対する提言と要望

ゆりかごの問題については、現状では広域的な利用がなされていること、今後全国に広がっていく可能性も否定できないことなどを踏まえれば、国も関与して対応していくことが不可欠と考えている。

最終報告の内容は、ゆりかごの利用実態を基に整理したものであり、国においても真摯に受け止めていただくことを願っている。特に、提言と要望については、国においても至急検討のうえ、必要な措置が取られるよう望むものである。

① 全国の児童家庭相談体制の充実と周知

○ ゆりかごの利用状況と慈恵病院での相談対応実績を踏まえて、国には、児童家庭相談に関する公的な相談体制の充実を図られることを望みたい。

ア. 児童相談所など公的相談においては、まず匿名でも積極的に応じること、妊娠中からの相談にも応じることなどを、改めて周知徹底することが必要である。

イ. 妊娠・出産時に特有の課題や保護者の心理に沿った援助の技能を高めるため、相談窓口の担当者に対する研修制度の創設、充実を検討することが必要である。

ウ. 妊娠・出産・養育に関する相談について、誰にでも分かりやすく、かつ緊急の対応ができる相談窓口を全国に設置することが必要である。全国统一の電話番号により最寄りの相談機関にアクセスしやすい仕組みの導入が図られたが、さらにアクセスしやすい仕組み等について検討し、周知を図ることが必要である。

エ. 子どもの権利の観点からできるだけ多くの情報の収集が可能となるよう、児童相談所に調査権を付与するなど、制度の改善を検討することが必要である。

② 妊娠期からの相談体制や緊急対応を含めた総合的な体制の整備

○ 妊娠期からの子育て支援については、相談体制や緊急事態への対応を含めたトータルな整備が必要であり、国においては、以下のような制度の創設や改正、運用改善について検討されたい。

ア. 妊娠・出産対応のシェルターの整備を検討することが必要である。

イ. 児童家庭支援センターの医療機関への付置を促進することが必要である。

ウ. ハイリスク家庭・特定妊婦の通告制度の導入を検討することが必要である。

エ. 医療機関から市町村への妊娠届および出産届出制度の導入を検討することが必要である。

オ. 母子健康手帳制度の改正、運用の改善をすることが必要である。

カ. 妊娠・出産に関する経済的支援を充実することが必要である。また、子どもの貧困が、妊娠・出産・子どもの福祉に与える影響に関する考察と検討が必要である。

- キ. 周産期医療機関へのソーシャルワーカー等を配置することが必要である。
- ク. 周産期医療機関の専門職に対して、児童福祉制度や子どもの権利に関する研修の受講を義務付けることが必要である。
- ケ. 妊娠・出産・親子の保護にかかる連携の拠点となるナショナルセンターの機能を持つ組織の設置を検討することが必要である。

③ 里親制度の充実と特別養子縁組制度の充実

- 里親制度や特別養子縁組制度については、一般には十分知られていないことから、国には、その普及に努めるとともに、制度の見直し、拡充などさらなる充実を検討されたい。
 - ア. 里親手当の充実、専門里親の充実を検討する必要がある。
 - イ. 親族里親の柔軟な活用を図ることが必要である。
 - ウ. 養子縁組希望里親への新生児委託の推進を図ることが必要である。
 - エ. 特別養子縁組制度の総括と評価をすることが必要である。
 - オ. 特別養子縁組制度の周知を図ることが必要である。

④ 若者への命を大切にす教育の徹底

- 学校において、機会をとらえて、若者に対して、命を大切にす教育や性教育を積極的に進めていくことが望まれる。また、すべての若者に対して、機会をとらえて、社会全体で、命を大切にす気持ちを醸成するような啓発を行っていくことが重要である。
 - ア. 学校において公的な相談窓口の周知を図る必要がある。
 - イ. 教科書の記述の充実を図る必要がある。

⑤ ゆりかご問題への国の関与

- ゆりかごについては、全国にまたがる広域的な問題であることから、本検証会議の検証結果を受けて、国においても、改めて、法制度上の課題の整理やゆりかごが与える影響などについて、調査研究を行うことを検討することが必要である。
 - ア. 児童福祉に係る審議会等においてゆりかごの法制度面での問題等を検討することが必要である。
 - イ. ゆりかごが与える影響などについて調査研究を行うことが必要である。